

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年10月24日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月4日から同月24日まで縦覧に供する。

平成28年10月28日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新居新池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 柏原蓮池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大禿池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神崎大堰地区	〃